

改正

令和2年3月25日教委告示第10号

花巻市部活動指導員設置要綱

(設置)

第1条 花巻市立中学校（以下「学校」という。）において、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動（以下「部活動」という。）の指導体制の充実を図るため、部活動指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(身分)

第2条 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

(任用)

第3条 指導員は、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、選考のうえ、教育委員会（以下「委員会」という。）が任用する。

2 指導員の任用期間は、1会計年度を超えない範囲内とする。

3 委員会は、任用期間内の勤務成績が良好で、かつ、第1項に該当すると認められる指導員について再度任用することができる。

(職務)

第4条 指導員は、校長の監督を受けて、部活動に係る技術的な指導を行うため、以下に掲げる職務に従事する。

(1) 実技指導に関すること。

(2) 安全・障がい予防に関する知識・技能の指導に関すること。

(3) 学校外での活動（大会及び練習試合等）の引率に関すること。

(4) その他、校長が部活動指導のために必要と認めること。

2 指導員は、前項に掲げる職務の遂行に当たって、校長、副校長及び当該部活動の顧問（以下「顧問」という。）と連携を図らなければならない。

3 指導員は、部活動においていじめや暴力行為等の事案が発生した場合は、速やかに顧問に連絡し、顧問とともに組織的に対応しなければならない。

4 指導員は、部活動中に事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、顧問へ報告しなければならない。

5 校長は、指導員に部活動の顧問を命ずることができる。

(服務)

第5条 指導員は、生徒及び保護者の信頼を損なうような行為をしてはならない。

(勤務日及び勤務時間)

第6条 指導員の勤務日及び勤務時間は、年間210時間以内で校長が定める。

(報酬)

第7条 指導員の報酬は、時間額とし、勤務1時間につき1,600円とする。

2 報酬は、毎月末日をもって締切り、翌月15日（その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該支給日に最も近い金融機関の休日でない日とする。）に支給するものとする。ただし、特にやむを得ない事情があるときは、あらかじめ指導員に明示したうえで、支給日の変更をすることができる。

(研修)

第8条 委員会及び学校は、指導員に対し、適切な部活動指導が行われるよう定期的に研修を行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日教委告示第10号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。